

愛知県個人情報保護審議会答申の概要

答申第 207 号（諮問第 245 号）

件名：名古屋地方検察庁に提出した文書の不開示決定に関する件

1 開示請求

令和 4 年 10 月 24 日

2 原処分

令和 4 年 12 月 8 日（不開示決定）

愛知県病院事業管理者病院事業庁長（以下「病院事業庁長」という。）は、令和 4 年 10 月 22 日付けで名古屋地方検察庁に提出した文書（以下「本件保有個人情報」という。）を不開示とした。

3 審査請求

令和 4 年 12 月 21 日

原処分の取り消しを求める。

4 諮問

令和 5 年 4 月 26 日

5 答申

令和 5 年 10 月 24 日

6 審議会の結論

病院事業庁長が本件保有個人情報を不開示としたことは、結論において妥当である。

7 審議会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。）は、第 1 条に規定されているとおり、実施機関の保有する個人情報の開示を請求する個人の権利を明らかにし、もって県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審議会は、自己に関する保有個人情報の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件審査請求について

審査請求人は、審査請求に係る処分の内容を「令和 4 年 10 月 22 日付けで名古屋地方検察庁に提出した文書」不開示決定としており、本件保有個人情報の全部開示を求めている。

処分庁は、決定通知書において本件保有個人情報を条例第 17 条第 7 号及び第 8 号

により不開示とした上で、弁明書において、条例第 44 条にも該当する旨を主張しているところ、審査請求人は、反論書において、通知書に本件保有個人情報の名称を記載した時点で条例第 44 条を適用することは不可能である旨を主張し、条例第 44 条該当性については、適切さを著しく欠いていることから審議において採用しないことを強く要請するとしている。

しかし、実施機関が決定通知書に記載した理由以外の理由を審査請求において主張することを許さないものとする根拠はなく、また、審査請求手続において、審議会は、必ずしも当事者の主張する事実のみを斟酌すべきものではない。

そこでまず、本件保有個人情報の条例第 44 条該当性について、以下検討する。

(3) 条例第 44 条該当性について

ア 適用除外について

条例第 44 条は、法令の規定により個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 5 章第 4 節の開示、訂正及び利用停止の規定が適用されない保有個人情報については、同法との整合性を図る必要があることから、条例第 3 章の自己情報の開示、訂正及び利用停止の規定を適用しないことを定めたものである。

そして、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 53 条の 2 第 2 項に規定する訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 5 章第 4 節の規定は適用しないとされているため、条例第 3 章の規定は適用しないこととなる。

イ 訴訟に関する書類について

刑事訴訟法第 53 条の 2 第 2 項に規定する訴訟に関する書類とは、同法第 47 条に規定する訴訟に関する書類と同一であり、被疑事件又は被告事件に関して作成し、又は取得された書類をいい、不起訴記録や不提出記録を含むものであって、裁判所で作成される判決書や証人尋問調書等及び検察官、弁護人から公判に提出された証拠書類のほか、捜査段階で作成又は取得される捜査書類をも含むと解される。

当審議会において本件保有個人情報を見分したところ、本件保有個人情報は、虚偽公文書作成に係る告発事案についての名古屋地方検察庁宛て上申書であって、検察官による捜査段階で作成又は取得される捜査書類であると認められた。

よって、本件保有個人情報は、刑事訴訟法第 53 条の 2 第 2 項における訴訟に関する書類であることから、法令の規定により個人情報の保護に関する法律第 5 章第 4 節の規定が適用されない保有個人情報であって、本来、条例第 44 条により条例第 3 章の自己情報の開示、訂正及び利用停止の規定が適用されないとしてその全てを不開示とすべきものであると認められる。

したがって、本件保有個人情報は不開示とすることが相当であって、条例第 17 条第 7 号及び第 8 号該当性について論じる余地はなく、実施機関が本件保有個人

情報を不開示としたことは、結論において妥当である。

(4) 審査請求人のその他の主張について

本件保有個人情報を不開示としたことの妥当性については前記(3)において述べたとおりであり、審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「6 審議会の結論」のとおり判断する。

別記

文書 1 2022年9月2日付けメール①

文書 2 2022年9月2日付けメール②

文書 3 2022年9月3日付けメール

文書 4 2022年9月6日付けメール①

文書 5 2022年9月6日付けメール②

文書 6 2022年9月8日付けメール

文書 7 2022年9月9日付けメール

文書 8 2022年9月10日付けメール

文書 9 2022年9月15日付けメール

文書 10 2022年10月4日付けメール

文書 11 2022年10月5日付けメール

文書 12 令和4年10月22日付けで名古屋地方検察庁に提出した文書